

第2期行財政改革プログラム 個別取組工程表

所管	人事委員会事務			局	部			課		
項目	3-12		労働基準監督機能の充実							
実施内容	地方公務員法に基づき、労働基準監督機関としての役割をさらに果たしていくため、関係部局と連携しつつ、事業場調査を今後とも実施し労働基準法等関係法令の適用状況を把握し、必要に応じて改善指導等を行います。調査等を通じ、適正な勤務条件の確保及び快適な職場環境の形成を図るとともに、職員の健康保持、ワーク・ライフ・バランスの意識を醸成し、時間外勤務の縮減を促します。									
目標	・適用事業場調査の実施による労働基準法等関係法令の適用状況の把握 ・労働基準法等関係法令の周知徹底による職員の適正な勤務条件および安全の確保 (平成27年度追記)									
工 程	当初予定	26年度		27年度		28年度		29年度		
		適用事業場調査の実施（書面調査・実地調査）								
		事業場における労働基準法等関係法令の適用状況の把握と必要に応じた改善指導等の実施								
進捗状況 (実績・見込)		26年度		27年度		28年度		29年度		
		適用事業場調査の実施（書面調査・実地調査） (12月～2月)		適用事業場調査の実施（書面調査・実地調査） (1月～3月)		適用事業場調査の実施（書面調査・実地調査） (10月～1月)		適用事業場調査の実施（書面調査・実地調査） (10月～1月)		
		事業場における労働基準法等関係法令の適用状況の把握と必要に応じた改善指導等の実施								
		庁内HPの改善								
数値目標	-	見込	26年度		27年度		28年度		29年度	
		実績	-		-		-		-	
実績	27年度	・年間を通じて、堺市職員が在籍する事業場（人事委員会所管分）に関して、申請に基づく許可認可、報告・届出の受理等を行った。 ・1月から2月まで、約380所属を対象として、書面調査を実施した。 ・3月、4所属を対象として実地調査を実施した。								
単年度の 効果額見込 及び実績		26年度		27年度		28年度		29年度		
		見込	-		-		-		-	
		実績	-		-					
評価	27年度	B	課題	労働条件を保護するための法制度等について、職員にさらに周知していく必要がある。						
			改善策	庁内ホームページ等を活用し、職員に対してさらに周知していく。						
評価基準 A:目標を上回って達成 B:目標を概ね達成 C:未達成										
備考	労働基準法等に基づく監督機関は、一般的には労働局又は労働基準監督署であるが、労働基準法別表第1の第11号及び第12号に掲げる事業並びに官公署の事業に従事する職員（特別職、企業職員及び単純労務職員を除く。）については、人事委員会が労働基準監督機関の役割を担っている（地方公務員法第58条第5項）。									